

経理部門の基本有用情報
今月の経理情報

今回のテーマ： 2013 年度税制改正大綱 ～法人税関連～

1 月 24 日に与党で決定された税制改正大綱 ～法人税関連～では、企業に設備投資や雇用拡大などを促す減税制度が盛り込まれています。

法人税関連の主な改正は、つぎのとおりです。

1. 新設制度

制度	対象法人	内 容		
生産等設備促進税制	青色申告法人	2013.4.1 2015.3.31 の期間中に開始する各事業年度	適用要件	各事業年度において取得し、事業に供した国内生産等設備(本店等の建物、事務用器具備品等は除く)で、期末日に保有している取得価額の合計額が下記の①②を超えること ① 当期減価償却費 ② 前期に取得した国内生産等設備の取得価額合計×110%
			対象資産	国内生産等設備を構成する資産のうち機械装置
			(選択) 特別償却	取得価額×30%
			税額控除	取得価額×3%(法人税×20%を限度)
所得拡大促進税制※	青色申告法人のうち中小企業者等	2013.4.1 2016.3.31 の期間	適用要件	各事業年度において、下記の①②の要件を満たしていること ① 適用初年度の前事業年度と比較して 5%以上国内雇用者の給与支給額が増加 ② 給与支給額と平均給与支給額が前事業年度を下回らないこと
			税額控除	給与支給増加額×10%(法人税×10%を限度、但し中小企業者等は 20%)
			適用要件	左期間中に、商工会議所等から経営改善の指導等を受けて行う店舗改修等に伴い器具備品、建物附属設備を取得し、商業・サービス業・農林水産業用に供したこと
農業・サービス業・農林水産業活性化税制	青色申告法人のうち中小企業者等	2013.4.1 2015.3.31 の期間	対象資産	器具備品(③0 万円以上)、建物附属設備(⑥0 万円以上)
			(選択) 特別償却	取得価額×30%
			税額控除	取得価額×7%(法人税×20%を限度) 注:資本金の額等が 3,000 万円以下の中小企業者等に限り税額控除適用可

2. 拡充制度

制 度	改 正 前	改 正 後
交際費の損金算入枠(資本金 1 億円以下の法人)	交際費 or 600 万円 } 少ない方×90%	交際費 or 800 万円 } 少ない方×100%
雇用促進税制の税額控除 ※	20 万円×基準雇用者数 (法人税×10%を限度、但し中小企業者等は 20%)	40 万円×基準雇用者数 (同 左)
研究開発促進税制の税額控除 [総額型]	試験研究費の総額×8%~10%、但し中小企業者等は 12% 〔法人税×20%を限度 注:2012.3.31 までの間に開始する事業年度においては 30%の時限措置有〕	同 左 (法人税×30%を限度 注:2 年間の時限措置)

※ 所得拡大促進税制と雇用促進税制のいずれかを選択適用

お見逃しなく!

今回の税制改正大綱には、消費税率 10%への引き上げ時(2015 年 10 月以降予定)に、軽減(複数)税率を導入することを目指し、来年度の 2014 年度税制改正決定時までに結論を得る旨明記されています。